

○倉敷市犯罪被害者等支援条例

平成24年3月16日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪（刑法（明治40年法律第45号）第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除き、同法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体その他の関係するものをいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるよう、行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、各種施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(総合相談窓口の設置等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、並びに市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する各種施策について情報提供、助言、連絡調整その他の必要な支援を行う総合相談窓口を設置する。

2 前項の総合相談窓口の設置及び運用に当たっては、犯罪被害者等の利便性を確保するとともに、犯罪被害者等の秘密及び名誉の保持等に配慮しなければならない。

(保健福祉サービスの提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、保健福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(住居の提供等)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な利用のための住居の提供等必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について事業者の理解を深める等必要な施策を行うものとする。

(観光旅行者等に対する支援)

第11条 市は、本市の区域内において犯罪等により被害を受けた観光旅行者その他の滞在者

に対し、相談に応じる等必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように、犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について市民等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。